

広島県公営企業管理規程第五号

広島県水道用水供給水道供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県公営企業管理者 實 来 伸 夫

広島県水道用水供給水道供給規程の一部を改正する規程

広島県水道用水供給水道供給規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条の二関係）

区分	水道事業者	一日当たりの基本水量（単位立方メートル）
広島水道用水供給水道	広島市	三九、六一五
	呉市	三五、九四七
	竹原市	六、四三二
	東広島市	六〇、一四九
	江田島市	四、七五〇
	海田町	三、一三五
	熊野町	六、八一三
	大崎上島町	八、二二〇
	広島市	四七、九二一
	大竹市	五、九五〇
	廿日市市	五二、九〇一
	三原市	一五、五七二
沼田川水道用水供給水道	尾道市	五四、八三八
	福山市	一二、六七二
	東広島市	一、一八三
	上島町	二、四五〇

附 則

この規程は、公布の日から施行する。